

事業名	社会資本整備総合交付金 都市再生整備計画事業（旧まちづくり交付金） ※R2 年度創設（事業の拡充）：まちなかウォークアブル推進事業 R2 年度創設（都市局所管事業）：都市構造再編集中支援事業
事業内容 （目的・概要）	<p>地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図る。</p> <p>※まちなかウォークアブル推進事業 社会資本整備総合交付金事業内に、まちなかにおける既存ストックを重点的に支援する事業として、まちなかウォークアブル推進事業が R2 年度に創設された。</p> <p>都市再生整備計画事業等において、車中心から人中心の空間に転換するまちなかの歩ける範囲の区域における、街路・公園・広場等の既存ストックの修復・利活用を重点的・一体的に支援する事業。</p> <p>※都市構造再編集中支援事業 H26 年度に事業拡充されている都市再構築戦略事業が、立地適正化計画に特化した事業として、R2 年度に個別支援制度として都市構造再編集中支援事業が創設された。</p> <p>「立地適正化計画」に基づき、市町村や民間事業者等が行う一定期間内の医療、社会福祉、子育て支援等の都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化の取組等に対して総合的・集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図ることを目的とした事業。</p>
事業主体	市町、民間事業者
採択要件等	<ol style="list-style-type: none"> 1 都市再生整備計画の作成 市町村は地域の特性を踏まえ、まちづくりの目標と目標を実現するために実施する各種事業等を記載した都市再生整備計画を作成する。 ※都市全体の観点から必要な都市機能を誘導するための立地適正化計画を作成する。 2 交付金の交付 国は、市町村が作成した都市再生整備計画が都市再生基本方針に適合している場合、年度ごとに交付金を交付。 3 事後評価 計画期間終了後、市町村は目標の達成状況等に関する事後評価を実施し、その結果を、国に報告するとともに公表することが必要。
交付対象事業 及び補助率	<ol style="list-style-type: none"> 1 交付対象 都市再生整備計画に位置付けられたまちづくりに必要な幅広い施設等を対象。 ・道路、公園、下水道、河川、高次都市施設（地域交流センターなど）、土地区画整理事業、市街地再開発事業 等 ・高齢者向け優良賃貸住宅、特定優良賃貸住宅、公営住宅、住宅地区改良事業等 ※中心拠点区域の誘導施設（医療施設、社会福祉施設、教育文化施設）等 ・各種調査や社会実験等のソフト事業、提案に基づく事業（一定の範囲内） 2 交付金の額の算定 交付額は一定の算定方法により算出【交付対象事業費の概ね 40%】 ※ まちなかウォークアブル推進事業【交付対象対象事業費の概ね 50%】 ※ 都市構造再編集中支援事業 【居住誘導区域内が 45%・都市機能誘導区域内が 50%】

制度創設年度	平成 16 年度			
関係省庁名	国土交通省都市局市街地整備課			
最近の実績	○令和 5 年度 実施地区（9 地区）			
	福山市	福山駅周辺地区Ⅱ期	呉市	呉駅周辺地区
	府中市	府中地区	東広島市	西高屋駅周辺地区
	東広島市	西条駅周辺地区	廿日市市	廿日市市大野筏津地区
	広島県厚生 農業協同組 合連合会	廿日市市地域医療拠点等整 備地区	庄原市	庄原地区
	広島駅 南口開発 (株)	広島都心地区（Ⅱ期）		
問合せ先	土木建築局都市計画課			
	Tel	082-513-4117	e-mail	dokeikaku@pref.hiroshima.lg.jp